

## 一般競争入札参加資格審査申請書の提出にあたって

申請に必要な書類は、次のとおりです。

1	一般競争入札参加資格審査申請書
2	一般競争入札参加資格審査申請書別紙
3	金属くず回収業に関する条例に規定する金属くず商の許可を受けていることを証する書類の写し
4	登記事項証明書又は身分証明書
5	道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ)に滞納がないことの証明書
6	本店が所在する都府県の事業税(道税の納付義務がある場合を除く)に滞納がないことの証明書
7	過去2年間(令和4年度から令和5年度)に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上に渡って締結・履行している事実を証する書類
8	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
9	誓約書(別記様式)
10	社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類
11	返信用封筒(返信先を記載し、84円切手を貼付してください)

### <説明>

#### 1 一般競争入札参加資格審査申請書について

住所・名称等を記載し、押印(法人の場合は代表者の職印)してください。

支店長などが申請する場合は、委任状を作成した上で本社を表示し、さらに上記代理人として委任された者の記載をして押印する必要があります。(空知総合振興局長あてに、今年度の年間委任状を提出済の場合は、新たに委任状を提出する必要はありません。)

なお、担当者の氏名・連絡先を記載する場合は、押印不要です。

#### 2 一般競争入札参加資格審査申請書別紙について

別紙について、所定の内容を記載してください。

#### 3 金属くず回収業に関する条例に規定する金属くず商の許可を受けていることを証明する書類の写し

金属くず回収業許可証の写し、金属くず商許可証の写し等(いずれも北海道公安委員会の印影が確認できるもの)

#### 4 登記事項証明書又は身分証明書について

##### (1) 申請者が法人等の場合

登記事項証明書(法務局が発行するもの。閉鎖事項証明書は除く)

##### (2) 申請者が個人の場合

身分証明書(市区町村長が発行するもの。)

※上記(1)、(2)ともに申請時に発行後3ヶ月以内のものに限ります。

※写しを提出する場合は、申請時に原本の提示が必要です。

#### 5 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ)に滞納がないことの証明書について

各総合振興局(振興局)税務課又は道税事務所が発行する納税証明書。

※申請時に発行後3ヶ月以内のものに限ります。

※写しを提出する場合は、申請時に原本の提示が必要です。

#### 6 本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書について

本店が所在する都府県の法人事業税に滞納がないことが確認できる各都府県の発行する納税証明書。

※北海道に納税義務がない場合のみ提出。

※申請時に発行後3ヶ月以内のものに限ります。

※写しを提出する場合は、申請時に原本の提示が必要です。

#### 7 過去2年間(令和4年度から令和5年度)に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上に渡って締結・履行している事実を証する書類

契約の相手方、金額、内容がわかる契約書の写しなど。

#### 8 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書について

所管する各税務署の発行する納税証明書。

※申請時に発行後3ヶ月以内のものに限ります。

※写しを提出する場合は、申請時に原本の提示が必要です。

#### 9 誓約書(別記様式)について

住所・名称等を記載し、押印してください。

支店長などが申請する場合は、本社を表示し、さらに上記代理人として委任された者の記載をして押印してください。

#### 10 社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類について

##### (1) 社会保険

健康保険及び厚生年金保険の届出義務を履行していることを証する書類(納付書・領収証書、保険料納入告知額・領収済額通知書、標準報酬月額決定通知書等)の写しを提出してください。

##### (2) 雇用保険

雇用保険の届出義務を履行していることを証する書類(納付書・領収証書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等)の写しを提出してください。

##### (3) 上記(1)、(2)の届出義務がない場合にあっては、社会保険適用除外申出書(別記20号様式)を提出してください。

#### 11 返信用封筒(返信先を記載し、84円切手を貼付してください)。

今回の入札の参加資格の有無をお知らせする通知書を送付しますので、必ず用意してください。

★ 告示により示す数量は、告示に記載のとおり当該数量の受渡しを保証するものではありません。従って、実際の数量や品質規格等は現地確認等により直接現物を確認の上判断してください。

また、現地確認は、事前に関係出張所に連絡の上、行って下さい。

\* ご不明点等ございましたら、お問い合わせ願います。